

やしお市民まつり実行委員会規約

平成5年4月2日施行
平成6年3月4日改正
平成7年3月27日改正
平成8年4月5日改正
平成10年4月3日改正
平成11年3月12日改正
平成13年3月16日改正
平成19年8月1日改正
平成20年4月22日改正
平成21年4月21日改正

(趣旨)

第1条 やしお市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、市民相互のコミュニティ意識を高めるとともに、市民文化の向上と市民が誇れるふるさと八潮づくりの推進のため、やしお市民まつり（以下「市民まつり」という。）を主催する。

(事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的達成のため市民まつりを開催する。

2 市民まつりの実施時期は、原則として毎年10月の第4日曜日とする。

(構成)

第3条 実行委員会は、市民まつりの趣旨に賛同する市内各種団体の代表（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 市民まつりを円滑に実行するため、実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 会計 若干名

(4) 監事 2名

2 役員は、次の職にある者を充てる。

(1) 委員長 八潮市商工会が推薦した者

- (2) 副委員長 八潮市町会自治会連合会長及び八潮市商工会青年部役員
- (3) 会計 各部会から推薦された者
- (4) 監事 八潮市町会自治会連合会副会長及び実行委員会が推薦する者
(名誉会長、顧問及び相談役)

第5条 実行委員会は、名誉会長、顧問及び相談役（以下「名誉会長等」という。）を推戴することができる。

（役員、及び名誉会長等の職務）

第6条 役員、及び名誉会長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を行う。
- (4) 監事は、市民まつりの会計を監査する。
- (5) 名誉会長は、市民まつりの名誉を代表する。
- (6) 顧問及び相談役は、実行委員会の求めに応じ意見を述べる。

（任期）

第7条 委員、及び名誉会長等の任期は、事業が完了したときまでとする。

ただし、役員の任期は新たな実行委員会が組織されたときまでとする。

2 委員、及び役員、並びに名誉会長等は再任することができる。

（部会）

第8条 実行委員会には、市民まつりの実施組織として次の各号に掲げる部会を設置しなければならない。

- (1) 総務部会
- (2) 安全対策部会
- (3) 美化推進部会
- (4) 広報記録部会

2 実行委員会構成団体は、前項各号のいずれかの部会に所属しなければならない。

3 実行委員会は、催しものを実施するために次の部会を設置することができる。

- (1) パレード部会
- (2) 商工まつり部会
- (3) 子どもまつり部会
- (4) わんぱく相撲部会
- (5) ふれあい広場部会
- (6) スポーツ広場部会

4 実行委員会は、必要と認めたその他の部会を置くことができる。

(部会の業務)

第9条 各部会の業務は、次の各号に定めるものの他、企画運営会議で定める。

(1) 各部会共通業務

- ア 部会事業案の作成
- イ 部会事業、及び部会予算の執行

(2) 総務部会

- ア 前条第3項及び第4項の部会設置案の作成
- イ 事業計画案の作成
- ウ 資金計画案の作成
- エ 決算書の作成

(3) 安全対策部会

安全計画案の作成

(4) 美化推進部会

美化計画案の作成

(5) 広報記録部会

広報計画案の作成

(部会の構成)

第10条 部会は委員及び部会が必要と認めた者（以下「部会員」という。）で構成する。

(部会長及び副部会長)

第11条 部会には、部会員の内から次の各号に掲げる部会役員を置く。

- (1) 部会長 1名

(2) 副部長 1名

2 部長は、部会を代表し会務を統括する。

3 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第12条 市民まつり実施のための会議は、次のとおりとする。

(1) 全体会

(2) 企画運営会議

(3) 部会会議

(4) その他委員長が必要と認めたもの

(全体会)

第13条 全体会は、委員で構成し次の各号に定める事項を決議する。

(1) 役員の選出に関する事

(2) 第8条第1項、第3項及び第4項の部会の設置に関する事

(3) 名誉会長等の推戴に関する事

(4) 資金計画に関する事

(5) 決算の承認に関する事

(6) 規約の改廃に関する事

(7) その他、特に重要な事項の決定、承認に関する事

2 企画運営会議の議決事項でも議長が必要と認めたものは議決することができる。

3 全体会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

4 全体会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(企画運営会議)

第14条 企画運営会議は、委員長、副委員長、部長で構成し、次の事項を処理する。

(1) 事業計画、安全計画、並びに美化計画に関する事

(2) 部会の業務分担に関する事

(3) 部会間の連絡調整に関する事

(4) その他、重要な事項の決定に関すること

2 企画運営会議は、全体会の議決、または承認事項について全体会を招集するいとまがないと認めた場合は、専決することができる。ただし、専決した事項については、次の全体会に於いて承認を得るものとする。

3 企画運営会議は、委員長が招集し委員長はその議長となる。

4 企画運営会議の議事は、構成者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 副部会長は、企画運営会議に出席し部会長を補佐しなければならない。また、部会長が出席できないときは、部会を代表して議決に参加する。

6 部会員、並びに市職員など部会協力者は、企画運営会議を傍聴できる。また、議長の許しを得て発言することができる。

(部会会議)

第15条 部会会議は、部会員で構成し、次の事項を処理する。

(1) 部会長、副部会長の選出

(2) 部会員の新規加入の承認

(3) 部会事業案作成

(4) 部会事業の遂行、その他、部会の運営に関すること

2 部会会議は、部会長が招集する。

(事務局)

第16条 実行委員会の事務局は、八潮市市民活力推進部市民協働推進課に置く。

(会計)

第17条 市民まつりの経費は、市助成金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会構成団体は、前項の収入確保の責務を等しく負う。

3 実行委員会構成団体が、第1項の収入を得ようとするときは、資金計画に従わなければならない。

4 各部会長は、市民まつり終了後、速やかに部会事業にかかわる関係帳簿類を整理し、総務部会長に提出しなければならない。

5 総務部会長は、市民まつり終了後、速やかに関係帳簿類を整理し、決算

をとりまとめ、監事の承認を受けた後、実行委員会に報告しなければならない。

6 実行委員会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終了する。

(その他)

第18条 この規約に定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成5年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年3月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年3月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月21日から施行する。